

(様式2)

議員行政視察報告書

議 員 名	まじま隆英
視 察 地	大阪府高槻市
視察年月日	令和6年7月30日
視察内容（目的・具体的内容・成果等）	
目的：学校給食費無償化を実現するために 説明者：教育委員会事務局 保健給食課 課長代理 丸本 訓氏 教育委員会事務局 保健給食課 副主幹 佐々木 直子氏 ○具体的内容 （学校給食費無償化の経緯） ・令和3年度 コロナ交付金を活用して小中学校で8月から12月まで無償化を実施。 ・令和4年度 小学校：8月から翌年3月までコロナ交付金で無償化した。 中学校：1年間子育て支援策として恒久的無償化を実施。 ・令和5年度 公会計化を実施し、各学校長の管理で行っていた給食費の徴収、未納者への督促等を市が一括して行うこととした。 小学校：4月から7月まで子育て支援策として無償化。8月からは中学校と同じで恒久的無償化実施。 中学校：令和4年度から継続して恒久的無償化継続。 ・令和6年度：現在も子育て支援策として小中学校で恒久的無償化を継続中。 （給食実施の状況） ・全児童生徒を対象。完全給食：主食（米飯週3回、パン週2回）、副食（おかず2～3品）、牛乳 ・統一献立とし、食材を一括購入 ・小学校41校、中学校18校において、自校調理方式及び親子調理方式で提供している。 ・給食費については物価高騰の影響を受けて令和5年度に引き上げた。小学校250円、中学校300円とし、給食の質の維持に努めている。 ・給食費無償化を中学校は令和4年度から、小学校を令和5年度から実施を決めた中で	

令和5年度からは公会計化を実施している。給食費の徴収が不要となった。効率化や利便性など公会計化の目的なども必要なくなった。しかし、教職員の負担軽減にはなっていると学校現場から声があがっている。現在は教職員の給食費のみを管理している。PTAの臨時喫食者、教育実習生などの管理なども発生している。令和元年に文科省から示された「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を受けて、高槻市では会計の公正性や透明性を高めた。

(学校給食費無償化の内容)

- ・令和2年春に一斉休校で学校給食がなくなったことから、家庭が負担した分の支援が始まった。この支援が高い評価につながった。中学校の無償化を先行した理由は中学校の教育に対する負担（塾や習い事など）が大きかったため。財政的な面でもクリアできることが確認できたため令和5年度から小中学校合わせて無償化に踏み切った。「助かっている」という声もあり、小中学校9年間で家庭の負担を軽減している。財源の確保は様々な施策を見直ししながら。子育て施策を主要な施策と位置付けている。
- ・無償化には所得制限は設けていない。（ただし、生活保護や就学援助など他の制度を活用することによって実質保護者負担がない方は対象外）小学校中学校合わせて約11億円規模の予算を必要としている。
- ・学校現場では無償化となり、給食費の徴収がなくなった。教職員にとっては学習指導に時間を割くことができるようになった。学校教育の充実につながっているという認識を示していただいた。
- ・アレルギーなどで給食が食べられない子ども（好き嫌いではなく、医師の診断があるもの）に対し、給食費相当分の回数分の補助を行っている。
- ・物価高騰の影響から令和5年度に引き上げたが、献立の見直し、食材の一括購入などで対応していく予定。
- ・無償化に対する反応は義務教育9年間負担がないことは大きく、特に支払うという手間の負担軽減につながっている。子育て支援に手厚い街、教育環境の整った街という認知が広がり、若年層の人口が定住につながればと考えている。
- ・今後の課題として「恒久的」と打ち出しているため毎年予算の確保が必要。無償化を実施している自治体が少数なのは、国が全国一律で行うべきという考えがベースにあるからかもしれない。先行して実施しているが、（全国市長会などから）国に対しても必要な財源を求めていく。

(学校給食費無償化継続に向けて)

- ・給食費単価について旭川と比較すると低い。給食食材を購入し、給食調理員（会計年度任用職員）が調理をする。調理員の負担を軽減するためにスライサーなどの機器も使いながら、なるべく加工品は使わないということも行っている。給食調理員の確保が課題となっている。

(成果等について)

- ・公会計化の実施を行っている。無償化の必要もさることながら、公会計化を実施して給食費の透明性や学校現場の負担軽減を考える必要があると感じた。
- ・学校給食費の無償化実施は必要という思いを一層強く感じた。高槻市においてはコロナ禍から実施してきた。教育費の負担が重くなる中学生を優先してきた手法もあり、段階的な実施を旭川市としても考える必要がある。
- ・給食費無償化で負担がなくなった分は他の教育費用に使っていることが見えた。市内の教育関係企業の収入につながっている。市内中小企業であれば経済活動として市税増収につながるのではないかな。そうした面も考える必要があるのではないかな。
- ・学校給食費の単価が旭川市と比較すると低い。食材を一括購入して、給食調理員が調理をしている。旭川市は加工品を使う割合が高いと聞いているが、この点についても学ぶべき点があると感じた。

(様式2)

議員行政視察報告書

議員名	まじま隆英
視察地	千葉県市川市
視察年月日	令和6年7月31日
視察内容（目的・具体的内容・成果等）	
目的：学校給食費無償化を実現するために 説明者：教育委員会 学校教育部 保健体育課 課長 清水 秀峰氏 教育委員会 学校教育部 保健体育課 主幹 中邨 薫氏 ○具体的内容 （学校給食費について） ・給食費単価 小学校：311円 中学校：396円 ・児童生徒数 31,336人（小学校21,618人、中学校9,099人、義務教育学校406人、特別支援学校213人） ・給食提供方式 単独方式と親子方式 ・令和3年度から公会計方式を実施 （学校給食費無償化の経緯等について） ・無償化の目的：子どもの成長を社会全体で支える。また、安心して子育てできる住みやすいまちとして子育て世代の転入増加、出生率の向上など二次的効果も期待している。 →平成24年度からは第3子以降無償化事業を実施（無償化によって廃止） →令和4年6月に市長が所信表明 →令和5年1月から中学校の給食費無償化開始 中学時の負担が大きいため優先させた。 →令和5年度4月から全校による給食費無償化始まる。（所得制限ないが、生活保護受給者、特別支援教育就学奨励費を受けている児童生徒は対象外としている。職員も対象外） ・事業費18.6億円の中には、第3子以降無償化への補助として千葉県からの補助金が含まれている。生活保護受給者、特別支援教育就学奨励費を受けている児童生徒か	

らの収入が財源の一部になっている。

- ・無償化実施後のアンケート調査結果について、保護者（回答率42.2%）や児童生徒（回答率57.0%）、教職員（50.4%）に向け実施。
- ・無償化となった分のお金は、子どもの教育等に係る費用に充てている（保護者回答13,228件のうち7,043件）などが分かった。
- ・食物アレルギーにより給食の提供を受けることができない児童生徒への支援も行っている。（小学校200円×回数分、中学校250円×回数分）
- ・給食費滞納について 令和5年度から無償化を実施しているので現年分の滞納は発生していない。それまでの滞納繰越分は残っていて、令和6年度において過年度滞納分は請求を行っている。
- ・食材の確保給食の質の確保については、物価高騰の影響を受けてはいるが献立の見直しや購入先の選定を行い対応している。
- ・今後については財政的な面が課題。県や国に要望していく。給食の質の確保も課題。

（成果等について）

- ・文部科学省の調査によれば、全国の小中学校で何らかの無償化を実施している自治体が722、そのうち完全無償化を実施している自治体が547であると報告されている。旭川市は財政的なことが大きな課題となって無償化に至っていない。現在、物価高騰支援を行っているところですが、子育て支援あるいは少子化対策として中心に据え、旭川においても第3子からなど段階的に実現できるのではないかと感じた。やはり予算の使い方の工夫が求められる。
- ・市川市は、高槻市と同じように公会計化を行っている。市川市は公会計化を実施した後で、無償化を実施した。まずは学校現場の負担軽減の面からも、旭川市でも公会計化が必要と感じた。
- ・アンケート調査の結果では、学校給食費の無償化による経済的負担の軽減が86.6%、無償化の継続を求める声が94.3%ということからも市民から望まれている施策であることがわかった。また、学校給食費無償化だけでなく総合的な子育て支援を行うという方向性につながっていた。
- ・（必要なものはあるが）大きな箱モノに対する投資ではなく、充実した子育て支援策の充実が不可欠と感じた。選ばれる町となることで、人口減少をくい止めることができるのではないかと感じた。

(様式2)

議員行政視察報告書

議 員 名	まじま隆英
視 察 地	東京都港区
視察年月日	令和6年8月1日
視察内容（目的・具体的内容・成果等）	
目的：旭川市におけるヤングケアラー対策の推進に向けて 説明者：港区子ども家庭支援部子ども家庭支援センター 所長 石原 輝章氏、地域連携担当係長 高橋 康子氏 （具体的内容） ・港区におけるヤングケアラー支援は令和4年度の実態調査から始まっている。国の調査は小学4年生からとなっていたが、低年齢化の実態を把握するため、港区においては小学1年生からと対象年齢を拡大した。 ・実態調査の結果、1日3時間程度の家事労働を行っている実態が把握された。特に母親のケアをしている事例を多くつかった。調査結果から、子どもらしい生活を送れるような支援対策が考えられている。 ・港区は外国人が多く、親世代の言葉のフォローを子どもが行っている現実がある。親の通院に付き添うため学校を遅刻、休みがちになっている。そのため通訳支援を取り入れている。また、港区の場合、国の調査結果より早く9歳頃から家事労働を日常的に担っている。早い段階からの発見、支援の必要性を感じているものの、ヤングケアラーが悩みは持っていても家庭のことで相談しにくく潜在化してしまっている。 ・ヤングケアラーに関わっては、法律が改正されて18歳未満からおおむね39歳までとなった。若者との接点はそう多くはないが、区内にある大学生と懇談する機会を持っている。 ・訪問支援は家事掃除を週3回まで利用可能。配食支援は家事時間を少なくするため弁当を提供している。子ども食堂に配食を依頼し、（子ども食堂の）ノウハウを生かして見守り活動を実施している。通訳支援は国際交流協会に依頼、病院に同行している分、子どもたちの負担を軽減するものとなっている。 ・条例については制定している自治体もあるが、取組を通じて住民のヤングケアラーに対する理解を促進しようとしている。今年度からヤングケアラー支援サポーター養	

成を始め、広く呼びかけ、企業なども関わっている。

- ・ヤングケアラー支援コーディネーター（会計年度任用職員）2人を確保している。情報が入ると関係機関と連携するなどコーディネートし、スーパーバイザーとしての役割を担っている。周知啓発活動にも力を注ぎ、出前講座を50回行い、理解を深めている。
- ・スクールソーシャルワーカーとの情報共有も行い、学校との連携も深まっている。
- ・民間企業からは寄附やヤングケアラーに関する本などが寄贈され、施設に置くなどしている。
- ・リーフレットを子どもたち1人1人に渡している。施設にも置き、目が届くようにしている。
- ・ヤングケアラー対策として港区公式Xで発信している。SNSの活用ではチャット形式で声をあげられるような仕組みを検討中である。
- ・国の法律改正で対象者の年齢幅が18歳未満からおおむね39歳までへと広がった。これからの部分も含めて、今後どうしていくのか。支援につながりにくいことが課題。支援実績は実態調査結果から見込んだ件数に満たない支援件数となっている。気付かないことをなくすために気付く人を増やしていくことが必要と考えている。

（成果等について）

- ・港区は、ヤングケアラーを見つけるために早い段階で実態調査を終えている。その後、調査結果を踏まえた取組を行っていることは重要だと考える。残念ながら、旭川市では令和6年度内にアンケート調査の実施は難しいと聞いている。ヤングケアラー対策としては、早期にアンケート調査の実施が必要と考える。アンケート調査実施の際には、対象年齢を拡大するなどの工夫も必要と思う。
- ・ヤングケアラーは対象者が無自覚であることが、支援が広がらない大きな要因と言われている。ヤングケアラー支援コーディネーターを配置、出前講座を積極的に行うなど啓発活動に力を入れている。区内の大学や民間企業との連携をすすめ、「ヤングケアラー」のことを知らせている。子ども自身の気付きも必要と考えるが、大人が子どもたちの背景を気付けるようにしていくことも必要と考える。
- ・冊子「ヤングケアラー支援ガイドライン」をつくり、区内施設に置いている。子どもたち1人1人にヤングケアラーのことが理解できるリーフレットを配っている。旭川市においても早期の対応が求められる。